

(ポイント)

●ネパール入国管理局は新型コロナウイルスの感染者が急増していることに鑑み、5月20日から業務再開の通知が出されるまでの期間、ビザ業務を一時停止することを決定しました。

ネパール入国管理局のビザ業務の一時停止について

1 ネパール入国管理局は新型コロナウイルスの感染者が急増していることに鑑み、5月20日から業務再開の通知が出されるまでの期間、ビザ業務を一時停止することを決定しました。

2 ただし、以下の場合においては引き続きビザ業務が行われます。

- (1) 外国人のネパール出国時における空港内でのビザサービス
- (2) ネパール入国管理局によって外国人が強制送還される時及び拘置所等からの外国人の引き渡し時
- (3) 外国旅券を所持している未成年が当該期間中に出国する場合
- (4) その他緊急の場合

3 引き続きネパールでの滞在を希望される方については、ビザ業務再開後に必要なビザの手続きを行うことが出来ます。また、行動規制 (Prohibitory Order) 及び国際線の運航停止措置に伴うネパール入国管理局による措置については5月10日に当館から発出した以下の領事メールをご参照願います。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100187439.pdf>

4 本件についてご不明点がある場合は、以下の入国管理局の電話番号までご照会願います。

- (1) 4 4 2 9 6 5 9
- (2) 4 4 2 9 6 6 0
- (3) 4 4 3 3 9 3 4
- (4) 4 4 3 8 8 6 2
- (5) 4 4 3 8 8 6 8

5 本措置の詳細については以下の入国管理局のホームページをご確認願います。

○ネパール入国管理局ホームページ

<https://www.immigration.gov.np/post/notice-regarding-temporary-suspension-of-visa-services>

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常代表電話から緊急電話対応者に転送されます。